新たなステージへの移行に向けた重点的な戦略

総合的な緑の まちづくり戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市の リノベーションの推進

緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を 最大限発揮するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進

- (1)緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進
- ●多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを基軸と して集約型都市構造化を進める方針など、リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整 理し、計画的に推進
 - ①市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項の拡充【都市緑地法】(p.6) ②グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設【予算】(p.7)
 - (2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化
- ●民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、 緑の多面的な価値を発揮

(施策例)・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討

- ・広場空間の防災性向上等への公的な支援
- ③都市公園法の特例等の創設【都市再生特別措置法】(p.9)
- ④民間による市民緑地の整備を促す制度の創設【都市緑地法】(p.10~11)
- ⑤緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充【都市緑地法】(p.12)
- (3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化
- ●地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、都市を活性化

(施策例)・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編

⑥都市公園ストック再編事業の創設【予算】(p.13)

新展開

都市公園の 2. より柔軟に都市公園を使いこなすための プランニングとマネジメントの強化

都市公園をより柔軟に使いこなすことで、都市の様々な課題の解決に その多機能性を最大限発揮できるよう、以下の施策を実施

- (1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進
- ●まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを発揮 するための計画に基づくマネジメントの推進

(施策例)・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進

- ①市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項の拡充【都市緑地法】(p.6(再掲))
- (2)地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進
- ●子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進することで、都市公 園を活性化、まちを活性化

(施策例)・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充

- ⑦都市公園占用物件への保育所等の追加【都市公園法】(p.14~15)
- ③都市公園法の特例等の創設【都市再生特別措置法】(p.9(再掲))
- ⑧公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸【都市公園法】(p.16)
- ⑨民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度(Park-PFI)の創設【都市公園法】
- (3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進
- ●地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、都 市公園の管理の質の向上への収益の充当等を促進

(施策例)・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実

③都市公園法の特例等の創設【都市再生特別措置法】(p.9 (再掲))

民と連携した施策推進

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

- 1. 2. を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る
- (1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化す るための体制の構築
- ●緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な 主体との連携体制の構築
- (施策例)・地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置
 - ⑩公園の活性化に関する協議会の設置【都市公園法】 $(p.19 \sim 21)$

- (2) 新たなステージを支える人材の育成、活用
- ●都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を 育て、サポートする仕組みを設置

(施策例)・管理運営の質を向上させるための情報交換会等の定期的開催

- ・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討
- ・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成
- ⑪ガイドラインの作成、プラットフォームの支援 等(p.22)

- (3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組
- ●維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の管理の質を 客観的に評価する仕組みの創設

(施策例)・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組み



具体的施策に反映できていない(p.23)